

健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス、国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス及び国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 5 年 3 月 31 日
個人情報保護委員会事務局
厚生労働省

今般一部改正を行った、健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 538 号・保発 0414 第 18 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添）、国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 540 号・保発 0414 第 16 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添）及び国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 541 号・保発 0414 第 10 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添）については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 51 条による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の一部改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）に伴い当然必要とされる規定の整理を行うもの（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当）であるため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七（略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

個人情報保護委員会事務局
厚生労働省 保険局保険課
厚生労働省 保険局国民健康保険課